

亀山市告示第55号

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の一部を改正する告示

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(災害時等の相手方の決定の特例)</p> <p>第11条 市発注工事を随意契約により施工しようとする場合において、当該随意契約による理由が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、資格(指名)停止の期間中の有資格業者と工事請負契約を締結することができる。</p> <p>(1) 災害時の応急工事で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政</p>	<p>(災害時等の相手方の決定の特例)</p> <p>第11条 市発注工事を随意契約により施工しようとする場合において、当該随意契約による理由が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、資格(指名)停止の期間中の有資格業者と工事請負契約を締結することができる。</p> <p>(1) 災害時の応急工事で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政</p>

令第403号) 第21条の13第1項第5号に該当し、他の業者に施工させ難いと認められるとき。

(2) 随意契約により施工しようとする理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号若しくは第7号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号、第6号若しくは第7号に該当し、他の業者に施工させ難いと認められるとき。ただし、このときは、あらかじめ審査会の意見を付して市長の承認を受けなければならない。

別表第1 (第3条、第6条、第7条関係)  
事故等による措置基準

[略]

備考

1 一般工事における過失による粗雑工事の契約不適合の重大性の判断基準 (第3号)

一般工事における過失による粗雑工事について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

[2～4 略]

令第403号) 第21条の14第1項第5号に該当し、他の業者に施工させ難いと認められるとき。

(2) 随意契約により施工しようとする理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号若しくは第7号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号、第6号若しくは第7号に該当し、他の業者に施工させ難いと認められるとき。ただし、このときは、あらかじめ審査会の意見を付して市長の承認を受けなければならない。

別表第1 (第3条、第6条、第7条関係)  
市内で生じた事故等による措置基準

[略]

備考

1 一般工事における過失による粗雑工事の契約不適合の重大性の判断基準 (第3号)

一般工事における過失による粗雑工事について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法 (昭和24年法律第100号) に基づく監督処分がなされた場合とする。

[2～4 略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。